平成２８年（フ）第１３９号
兵庫県明石市大久保町福田１丁目６番67号ルミアス201号
債務者　竹内　良子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
兵庫県明石市林崎町２丁目８番１号　吉川マンション203号、前住所兵庫県明石市林２丁目11番15号　井上マンションⅢ201号
債務者　宮本　時夫（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
広島県江田島市江田島町中央４丁目20番22―302号
債務者　西浦　哲也
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第３７号
広島県江田島市江田島町中央４丁目20番22―302号
債務者　西浦　敦子（旧姓濱先・下川）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第４１号
広島県竹原市新庄町1330番地１　サンヴィレッジ賀茂川Ａ棟　101号室
債務者　望月　貞人
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第４２号
広島県竹原市新庄町1330番地１　サンヴィレッジ賀茂川Ａ棟　101号室
債務者　望月喜代子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第４８号
広島県江田島市能美町高田3780番地１第２南住宅102号、住民票上の住所広島県江田島市沖美町三吉2638番地１（浜井アパート101号）
債務者　静間　桃子（旧姓塩﨑）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第３７号
佐賀県唐津市山本645番地４　ソレイユ山本Ⅱ101号室
債務者　村山　耕一
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第５２号
福島市山下町９番１号　県住６―11号
債務者　木村　　薫
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第７７８号
愛知県海部郡蟹江町錦１丁目59番地　メゾン錦202号
債務者　原田　正徳
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３９号
名古屋市天白区梅が丘１丁目507番地ビューコートソーワ105、従前の住所愛知県岡崎市上和田町字城前５番地　ラ・フォーレ城南110
債務者　熊谷　治樹
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５８号
神戸市垂水区狩口台２丁目17番101号
債務者　福井　英樹
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９２号
神戸市北区緑町７丁目10番５号
債務者　山嵜　秀憲
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
沖縄県国頭郡大宜味村字根路銘1562番地の６
債務者　石橋沙弥香（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第１３号
沖縄県島尻郡伊平屋村字田名1681番地
債務者　名嘉亜由美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第１４号
沖縄県名護市宇茂佐の森５丁目７番地５　ダカーポＡｙａ105号
債務者　玉城ジュン
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
那覇地方裁判所名護支部